

緑地保全及び緑化推進事業への寄附のお願い

緑のトラスト保全第14号地「藤久保の平地林」やその周辺の保存樹林、そして上富ケヤキ並木通りなどの保存樹木を、町の貴重なみどりや歴史的環境として残すため、住民・企業・団体などの寄附金を資金とし、緑地の保全整備事業に活用していく所存でございますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

詳細については裏面をご覧ください。



寄附のご案内

「三芳町緑化推進費寄附金申込書兼領収書」をご記入の上、お近くの金融機関窓口でご寄附をお願いします。

◆納入方法

環境課までご連絡ください。
納付書（申込書兼領収書）
を郵送します。役場および
出張所またはお近くの金融
機関でご寄附ください。

◆寄附金額

事業者（団体等）
1口=5,000円
個人（町民等）
1口=500円
※口数制限なし。1口以上
ご協力をお願いします。

◆税の控除

本寄附は三芳町への寄附となり税法上
の優遇措置があります。法人は寄附の
全額を損金に算入できます。個人の場合
はふるさと納税制度が適用されます。
※なお、本寄附には謝礼品はありません。

お問い合わせ先：三芳町役場環境課 自然環境担当

埼玉県入間郡三芳町藤久保 1100-1 ☎049-258-0019（内線 218）

緑のトラスト保全第14号地 「藤久保の平地林」

藤久保の平地林の特長

国道254号、関越自動車道などが近接する都市部の地域でありながら、一団の緑地が形成された貴重な緑地帯です。江戸時代初期に開発され、現在も落葉を堆肥として利用する環境型農法が行われており、地権者およびみよしグリーンサポート隊（ボランティア団体）の協力により保全されています。

今後どのように活用していくの？

緑のトラスト保全地として、貴重な緑を良好な状態のまま後世に残すために、樹木の伐採、遊具の設置、建築物等の建設などの行為が制限されます。今後はウォーキングや植物・野鳥等の自然観察、音楽コンサートなど様々なイベントの場として活用し、地域の交流の場にしていきます。子どもから大人まで、企業の皆様にも活用していただきたいと思えます。

藤久保の平地林ってどこ？

総合運動場、淑徳大学に隣接する緑地帯で、面積は緑地公園及び一部民有林を含む約3.0haです。

